

炭鉱住宅の計画と供給に関する住宅計画・政策論的研究（その1）(梗概)

本田 昭 四

目 次

序 研究の対象と目的・方法

I 炭鉱住宅の住宅計画に関する研究

第1章 住宅政策史からみた炭鉱労働者と住宅

第2章 鉱夫（寄）宿舎の成立過程

第3章 炭鉱業の展開と炭坑集落の成立過程

第4章 戦中・戦後の「炭鉱労働者住宅」計画と供給

第5章 鉄筋コンクリート造炭鉱住宅の成立と展開

第6章 鉱夫住宅・職員社宅の住戸平面の変遷

II 旧炭鉱住宅地区の再編整備過程に関する研究

第1章 炭鉱閉山後の「旧炭鉱住宅」の減失過程

第2章 旧炭鉱住宅地区の再編整備条件からみた類型

第3章 旧炭住居住者の住生活と住意識について

第4章 「炭鉱住宅地区改良事業」の事例分析

第5章 筑豊地域市町村の地域住宅政策の課題

附「炭鉱住宅史関連年表」

序 研究の対象と目的・方法

1 研究の対象

本研究は、1880年代の我が国の近代炭鉱業の成立期より、1960年代の炭鉱業合理化再編期に至るまでの80年間に企業により計画・建設された『炭鉱住宅』を対象として、その歴史的な変化発展の過程につき、住宅計画および住宅政策という視点から考察したものである。^(註1)

炭鉱においては資源一生産方式の制約から労働者の居住地が限定され、労務管理の必要から集団居住が強制された。企業は現代にいう「給与住宅または社宅」として住宅供給を行った。炭鉱においては、これらの集団住宅は、古くは「納屋、飯場、小屋」とよばれ、以後に「坑夫長屋」「鉱夫宿舎」「職員社宅」など時代により入居者の職階や住宅形式などを表す言葉が用いられた。

とくに戦中・戦後において国策により大量の「炭鉱労働者住宅」が供給された結果、昭和20年代から「炭鉱社宅」または「炭住街」という呼称が出現した。この呼称

1) 石炭史上は「炭鉱」のほか炭坑、炭礦などが用いられる。

本論では、これをつぎの用法に変えて記すことにする。

〈炭鉱〉は企業体全体をあらわす。鉱は鑛と礦も代替する

〈炭坑〉は個々の坑口名、および坑内、坑内労働の場合に用いる

〈炭礦〉は固有名詞の場合に用いる。例、三菱礦業所など

は炭鉱閉山後に残された「旧炭鉱住宅」の呼称として用いられるようになった。逆に現在稼働中の炭鉱会社では「社宅、社宅アパート」という呼称で旧炭鉱住宅と区別して呼称するようになった。

一方、旧炭鉱会社の手をはなれた「旧炭鉱住宅」は現在も産炭地域の住宅ストックとして残されており、行政的には「旧炭住地区」として区分され、市町村の総合計画のなかで「地区改良」が必要とされている。その一部は改良事業が実施され「炭住地区改良団地」という呼称で行政的にはよばれている。その一部では住民の要望などにより「和の里団地」など炭住という用語をはずした住宅団地として再生されている。

本研究では以上の「」で示した集团的居住地区を総称して広義の『炭鉱住宅』とよび、その計画供給と変遷の過程を対象として、分析と考察を行ったものである。すなわち研究対象として『炭鉱住宅』を広義にとらえているが、狭義には昭和10年代から20年代にかけて多量に供給された炭鉱労働者用の企業内住宅を「炭鉱住宅」と定義すべきであろう。

2. 研究の目的・方法

本研究の目的は大きくは目次I、IIに示した2テーマである。すなわちI編では、明治末から昭和38年までの炭鉱労働者住宅の発生と変遷を文献資料と残存する住宅の実例により整理する。これと同時代の住宅政策や集団住宅計画と比較し、わが国の労働者住宅計画・政策の歴史的過程のなかで炭鉱住宅の計画・政策論的な特質について考察する。

次いでII編では昭和34年から65年までの旧炭住地区の減失と改良の過程を同期に実施された多くの調査結果を利用して分析する。また、同期に実施された改良事業事業の全事例をカード化し、住宅計画の面からの評価と考察を行う。

以上の各章がそれぞれ視点を限定した研究テーマとなっており、課題の全体像がとらえにくい。そこでIIの5章で、筑豊の典型的市町村について明治20年から昭和60年までの地域・住宅通史を分析考察し、市町村住宅政策の現状・問題点・課題として整理する。そしてそれが全体の結論と本研究をとうしての提案を兼ねる章である。

3. 研究の経過

No.7808—筑豊における炭鉱住宅の再編整備に関する研究で本研究の一部につき報告した。その後、再編整備という視点に加え、住宅計画・政策論の歴史的な視点を強化して研究の骨組を修正した研究課題である。

84年、85年継続して助成を受け、現在は研究の中間段階であり、収集した資料に軽重があるので、本年度の梗概ではⅠ、Ⅱ編につき概念や分析視角を中心に報告したい。

Ⅰ 炭鉱住宅の住宅計画史に関する研究

はじめに

Ⅰ編のタイトルの『炭鉱住宅』^(註2)について序章で定義した。一方の「住宅計画史」に関しては、本編では個別の具体的な「住宅計画・住宅政策」を素材としてその発生と展開を歴史的な流れとして分析するという意味で「住宅計画(政策)・史」と表現すればより正確であろう。わが国の「住宅政策」の始まりをいずれの時期とするか義論のわかれるところであるが、住宅政策と個別住宅供給建設計画との関連に着目した本研究の関心からすると「第一次大戦後」^(註3)を住宅政策の出発点とした考察が必要であるといえる。

一方「住宅・計画史」というアプローチも成り立つ。すなわち個々の住宅が、いかなる思想・手法・組織・人物により計画されたかを素材とし、その史的展開を考察するという意味である。この方法は都市設計や歴史的建造物の計画史的研究として展開されているが、石炭産業の言わば影の部分にあった炭鉱住宅については、すでに昭和30年代の資料が廃棄されている場合があり、このようなアプローチが不可能である。

2) 以下「」をはずして単に炭鉱住宅と記す。ただし文意の判読しにくい場合『炭鉱住宅』と総称することもある。

3) 参考文献8に住宅政策成立期について論点が整理されている。

一方「住宅計画」という用語は住宅政策に対し広狭両義に用いられている。本編は、住宅政策に規定された個別住宅の「供給、設計、建設」計画の意味で、狭義に用いている。正確には「住宅供給計画」^(註*)等と記すべきであるが、一部で供給などの用語を省くこともある。

第1章 住宅政策史からみた炭鉱労働者と住宅

本章の考察に際しては附録としての年表を作成している。量が多いので、その骨子を表1-1に(a)戦前、(b)戦後にわけて示した。本章は、主としてこの表による考察である。

1-1 炭鉱の略史と炭鉱住宅供給の時代区分

さて、わが国の近代炭鉱業の起源は1880年代であるとされている。それ以後の石炭生産の動向については図1-1の生産高、炭鉱数、実労働者数の推移によって示される。

この図からも読みとれる様に、石炭好況期に労働者が大量に増加している。この好況期は15年と続いているが、それぞれの好況期に寄宿舍、社宅、炭鉱労働者住宅という呼称で、大量の『炭鉱住宅』が建設供給せられたのである。そこで石炭をめぐる情勢と住宅に対する労使関係に着目して時代を区分すれば、下記の5期に分けることができよう。

- 〈第1期〉 1899 (明治32年) 明治鉱業納屋制度を廃止
1921 (大正11年) 納屋制度廃止国会決議
- 〈第2期〉 1922 (大正12年) 鉱山監督局設立
1933 (昭和8年) 石炭不足送料制限緩和さる
- 〈第3期〉 1934 (昭和9年) 石炭に重要産業統制法適用
1944 (昭和19年) 主要炭鉱を軍需工場に指定
- 〈第4期〉 1945 (昭和20年) 石炭生産緊急対策
1958 (昭和33年) 出炭高戦後最高水準となる
- 〈第5期〉 1959 (昭和34年) 炭鉱離職者臨時措置法発布
1976 (昭和51年) 貝島炭鉱閉山

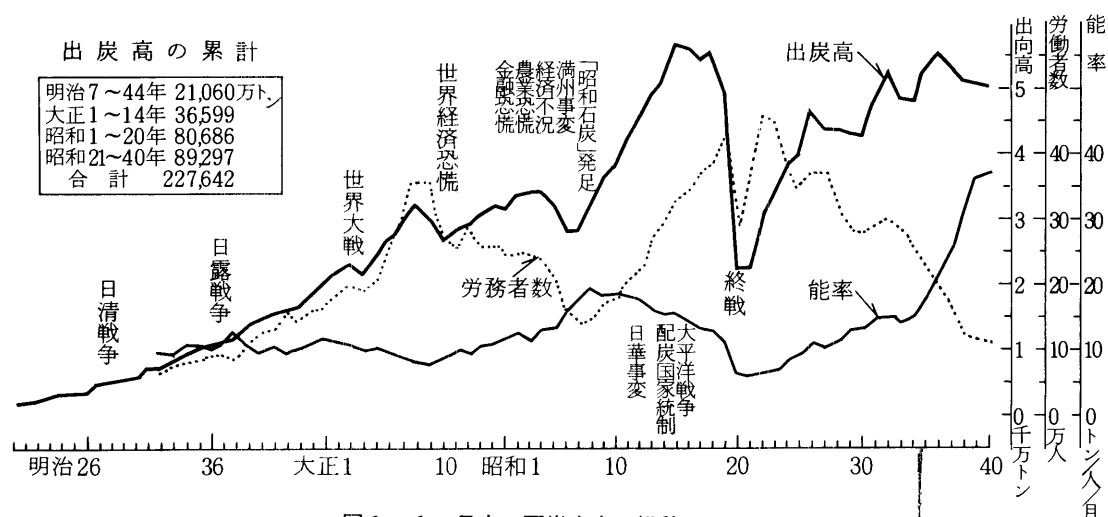


図1-1 日本の石炭生産の推移
(文献3 2~3頁より引用)

まず第1期は炭鉱業の近代化にともない納屋制度の弊害が大きくなってきたことと、友愛会（日本労働総同盟の前身）が結成される（1912）など労働運動が強まったことから「納屋制度」が廃止された時期である。しかも図1-1に示すように第一次大戦期の石炭好況が重なり「鉱夫（寄）宿舎」が必要とされた。同時期は住宅の社会政策的意義についての評論が建築学会においても展開され始める時期である。（第2章参照）

第2期は、世界の経済恐慌に端を発した不況のなかで人員整理が実行された時期である。一方で生産高を維持し、能率を向上させるため「労使協調」論がだされ機関が設立された結果、各種の「厚生施設」が整備され始めた。すなわち、居住地区としての「炭坑聚落」が成立した時期である。日本鉱山協会では「鉱夫宿舎の建築に関する調査報告」が始めて（1931）が発表された。同時期は、関東大震災の復旧をめざして本確的な住宅政策が立案された時期にあり同潤会が設立され（1924）住宅建設技術開発の揺籃期でもあった。（第3章）

第3期は、国際連盟脱退後の戦時体制強化のなかで石炭産業が統制下におかれ、活況を呈した時期である。とくに1940年には年産5631万トンの暦年最高の出炭高を記録したが、増産のため多くの「炭鉱労務者」が女子、朝鮮人労務者を含めて移入された。1939年には「労務者住宅3ヶ年計画」が立案され「労務者住宅建設指針」として住宅建設技術が集成された。また工場厚生施設関係図書が多く刊行されている。以後1941年に同潤会は住宅営団に吸収される。（第4章-1）

第4期は終戦後の石炭への傾斜生産による活況期である。一方で炭鉱労組が誕生し組織率の93.4%に達した。1947年に「臨時炭鉱労務者等建築規則」が公布され全国で5万戸弱の「炭鉱住宅」が新築された。^(*)炭鉱労組も労働運動のなかで「住宅要求」をおこしている。同時期に、各種の住宅法制、機関、組織が整備され、わが国の住宅政策の体系が確立された。（第4章-2）

第5期の始まりは石炭政策という視点からは1968年の「第4次石炭答申」をうけての炭鉱のなだれ的な倒産のあった時期とされよう。しかし本論では「炭鉱住宅」を研究の対象としているので、大量の炭鉱離職者が出現し始めた1958年を区切りとしたい。すなわち現存する「旧炭鉱住宅」の最終の建設時期がこの時であり、これ以後に建設された「炭鉱住宅」はビルド鉱のものであり、現在も炭鉱会社の「社宅」として運用されているからである。

そして1968年以降には「産炭地域振興臨時措置法」のもといわゆる「炭住問題」解決のため「旧炭住地区」は再編整備が住宅政策の対象とされてくるが、これについてはII編で改めて論じることとし、第5期の終末を貝島炭鉱閉山（1976）により筑豊地域から大手炭鉱がなくなった時とする。

なお、1899年以前の炭鉱の納屋、飯場についての考察も必要である。これについては、第1期の前史として第2章にまとめて考察したい。

1-2 『炭鉱住宅』の呼称の変遷

鉱夫および炭鉱労働者については本研究の主要な対象であることからその定義が必要であろう。これについては文献3に準拠し次のように定義する。

炭鉱労働者は表1-2に示すように坑内夫と坑外夫にわけられる。坑内夫のうち直接採炭を担う採炭夫の能力が出炭高は大きく左右する。また掘進夫も切羽の開発上不可欠であり、この両者は熟練労働者である。狭義にはこの熟練労働者を「坑夫」とよぶ。坑内労働には運搬が不可欠であるがこれは未熟練のいわば「坑夫見習い」か、または補助的労務者である。

表1-2 炭鉱労働者の構成（1957年）

	職 種		労働者数	比 率
Ⅰ 坑 内 夫	A 直接夫	1 採 炭 夫	71,656	24.6
		2 掘 進 ・ 仕 夫 柱 ・ 充 填	77,688	26.7
	B 間接夫	3 運 搬 夫	14,961	5.2
		4 そ の 他	36,299	12.5
	計		200,604	69.0
Ⅱ 坑 外 夫	1 工 作 ・ 電 気 夫		17,624	6.1
	2 運 搬 夫 ・ そ の 他		72,342	24.9
	計		89,966	31.0
合 計			290,570	100.0

出典 日本石炭協会『石炭統計総観』（1958年）より作成。但し、助手を除いた。仕繰夫には坑道仕繰夫が含まれている。（文献3）

以上の坑内夫と坑外夫を含めて炭鉱労働者全体を総称するとき「鉱夫」とよばれた。これは「坑夫」より新しく大正期に行政的に炭鉱労務者を呼称するに際して用いられるようになった。^(*)戦後は「鉱夫」にかわり「鉱員」という用語が出現した。

一方、「職工」と呼称されていた工場鉱山労働者は住宅政策のなかで「労務者」に変化し（1939）この用語が炭鉱を対象に用いられて「炭鉱労務者住宅」として行政的に用いられた。（1940）戦後も一時この呼称が用いられたが、労働運動の高まりもあって「労務者」という用語が削除され「炭鉱住宅」とされた。その後、行政や学会では「炭鉱（礦）住宅」という記述がみられるが、^(*)炭鉱

4) しかしこの時期以後の文献では「鉱夫」と「坑夫」はかなり混用されている。

5) 例えば新海悟郎他「炭礦に於ける住生活の実態」など。また政府は戦災復興院建設局に「炭鉱住宅課」を設置した。これが、炭鉱住宅の正式の用例の最初である。

表 I - 1 炭鉱住宅史 関連略年表 (α-戦前)

	第 1 期				第 2 期		第 3 期	
	1890	明30 ▽ 1900	明40 ▽ 1910	大正元年 ▽ 1920	大10 ▽ 1930	昭和元年 ▽ 1930	昭和10 ▽ 1940	昭和20 ▽ 1940
一般事項		● 民法施行 ● 「日本の下層社会」刊 ● 土地収容法 ● 治安警察法 ● 「職工事情」刊 ● 日露戦争始まる	● 普通選挙法貴族院で否定 ● 第一次大戦勃発 ● 21ヶ条条約調印 ● 工場法施行 ● シベリア出兵 ● 富山県に米騒動 ● 戦後景気 ● 内務省社会局設置 ● 水平社創立	● 借地法・借家法公布 ● 対華9ヶ条条約調印 ● 借地・借家調停法公布 ● 関東大震災 ● 治安維持法公布 ● 内務省「衛生地区調査」 ● 張作霖事件 ● 満州事変	● 5・15事件 ● 国際連盟脱退 ● 満州移民計画大綱 ● 2・26事件 ● 日独防共協定 ● 中日戦争勃発 ● 戦事統制立法 ● 国家総動員法	● 生産力拡充3ヶ年計画 ● 米穀配給統制令 ● 生産必需品配給制 ● 対米英に宣戦布告 ● 衣料切符制 ● ガダルカナル戦 ● アッツ島日本軍全滅 ● 米機東京爆撃 ● ボンダム宣言受諾		
住宅・建築・都市		● 造家学会より建築学会へ ● 貧民長屋取締規則 ● 「社会改良家としての建築家」評論 ● 日本建築士会創立 ● 「住宅」「建築の日本」創刊 ● 住宅改良会創立 ● 「関西建築協会雑誌」創刊 ● 「現代都市の研究」片岡安・刊 ● 建築学会に住宅問題部会設置	● 都市計画法公布 ● 市街地建築物法公布 ● 国際住宅・都市計画会議 ● 東都府住宅協会設立 ● 「住宅の間取り及び設備の改善」発表 ● 全国住宅不足数12万余	● 内務省不良住宅調査 ● 不良住宅地区改良法公布 ● 農村住宅改善活動始まる ● アパート建築規則公布 ● 「東京府不良住宅地区改良事業報告」発表 ● 東北地方農山漁村住宅改善調査	● 建築学会・不況対策として建築を建議 ● 工場労働者の住宅問題座談会 ● 都市疎開実施要綱 ● 住宅不足265万戸 ● 「東京府不良住宅地区改良事業報告」発表 ● 東北地方農山漁村住宅改善調査	● 都市学会創立 ● 都市不良住宅に関する文献目録 ● 労務省住宅3ヶ年計画建設指針発表		
住宅計画記事と実例		● 東京に洋風2階建長屋建つ ● 三井同族会アパート着工 ● 東京都公設「細民長屋」竣工	● 東京市営住宅月島に竣工 ● 「労働者宿泊所実査記」刊 ● 公益住宅に融資制度 ● 同潤会分譲住宅着工	● 「共同住宅居住者調査」 ● 「工場労働者の居住事情」 ● 「同潤会十年史」刊	● 住宅営団法公布 ● 「同潤会十八年史」刊 ● 「住宅問題」(西山)刊 ● 営団住宅新規格決定 ● 「国民住居論攷」刊			
石炭・鉱山・筑豊	● 鉱業条例(鉱夫保護規則)公布 ● 筑豊興業鉄道開通 ● 残柱長壁式採炭(鯉田坑)導入 ● 炭鉱界好況 ● 豊州鉄道(若松・直方間)開通 ● 鉱業条例施行 ● 筑豊全国出炭の50%をこえる ● 官営八幡製鉄所設立	● 筑豊に坑内火災頻発 ● 鉱業法施行 ● 満鉄撫順炭激増	● 労使協調機関設立(明治) ● 全日本坑夫総連盟結成 ● 石炭鉱業連合会結成 ● 全国で送炭制度 ● 撫順炭輸入増加 ● 鉱業法改正 ● 鉱山監督局設立 ● 鉱夫労役扶助規則公布	● 筑豊石炭・鉱業互助会結成 ● 休廃鉱人員整理続出 ● 筑豊各地で労働争議 ● 石炭好況 ● 全日本労働総同盟スト返上宣言 ● 女子坑内労働特別公布 ● 朝鮮人労務者移入開始 ● 鉱山報国会発足	● 石炭増産奨励金交付 ● 石炭・統制組合設立 ● 主要鉱山を軍需工場指定 ● 鉱夫応召で労働者不足			
鉱夫の住宅記事と実例	● 納屋頭を会社直属雇員(三菱) ● 「筑豊炭礦誌」刊 ● 納屋制度廃止(明治) ● 採炭切符廃止(明治)	● 「日本炭礦誌」刊	● 炭鉱納屋制度各地で廃止 ● 「鉱夫調査概要」 ● 納屋制度廃止の国会決議 ● 軍艦島RC宿舎建設	● 「本邦重要鉱山要覧」刊 ● 「鉱夫宿舎の建築に関する調査報告」刊	● 「炭鉱労働者住宅」建設開始 ● 「炭礦聚落」刊			

(β—戦後)

第 4 期			第 5 期			
昭20	1950	昭30	1960	昭40	1970	昭50
●ポツダム受諾 ●労働組合法 ●戦災復興院設置 ●労働組合総同盟 ●日本国憲法発布 ●経済安定本部発足 ●労働基準法 ●労働省発足 ●経済安定10原則	●ドッジ声明 ●松川事件 ●重要物資統制大幅撤廃 ●朝鮮戦争 ●レッドパージ ●サンフランシスコ条約 ●日米安保条約 ●衆議院総選挙 ●メーデー事件	●朝鮮休戦協定 ●ビキニ水爆実験 ●鳩山内閣成立 ●自由民主党発足 ●防衛6ヶ年計画 ●人口9千万人をこす ●日本の国連加盟 ●新経済5ヶ年計画大綱 ●日ソ通商条約調印	●日教組「勤評スト」 ●なべ底景気 ●警職法改正 ●最低賃金法公布 ●安保改定阻止行動 ●所得倍増計画発表 ●社会党構造改革論 ●農業基本法公布	●南ベトナム米軍1万人 ●消費者米価12%値上 ●ケネディ暗殺 ●朴大統領就任 ●全国547万人スト ●新潟地震 ●初の建国記念日 ●国鉄5万人合理化発表 ●ベトナム侵略反対行動	●東海道新幹線開通 ●フルシチョフ解任 ●米軍北爆開始 ●山陰特殊鋼倒産 ●在ベ米軍18万人に	
●100万戸建設5ヶ年計画 ●応急簡易住宅30万戸建設要綱 ●建築学会都市住宅政策を建議 ●余裕住宅開放措置 ●全日本建築民主協議会 ●工場生産住宅協会発足 ●住宅復興会議創立 ●新日本建築家集団創立 ●住宅営団借家人組合	●住宅対策審議会 ●住宅金融公庫法公布 ●建築基準法公布 ●農村建築研究会結成 ●建築士法公布 ●融資賃貸住宅連合会 ●建築学会公営住宅研究会 ●営団住宅5万戸を競売 ●日本住宅協会設立	●産労住宅資金融通法 ●住宅問題研究発表会 ●土地区画整理法公布 ●住宅金融公庫法改正 ●住宅建設10ヶ年計画 ●学会・住宅政策につき決議 ●住宅公団法公布発足 ●労働者住宅一万戸建設方針 ●低家賃住宅建設10ヶ年計画	●土地分譲ブーム化 ●銀行・宅造へ連出 ●公団自治会協議会 ●住宅地区改良法令公布 ●新住宅建設5ヶ年計画 ●雇用促進事業団法公布 ●ILOで労働者住宅に勧告 ●古川公営住宅の家賃値上検討 ●東京都人口1千万人突破	●プレファブ建築協会設立 ●建築基準法一部改正 ●老人世帯向住宅 ●住宅宅地造成事業法 ●給与住宅から持家政策へ ●労働者住宅供給公社法 ●地方住宅供給公社法 ●日本勤労者住宅協会発足 ●住宅建設工業化促進会議設置 ●都市再開発法案閣議決定		
●高輪アパート着工 ●プレモス住宅研究実施 ●戸山アパート着工	●市町村営住宅第1号 ●第1期公営住宅3ヶ年計画 ●メゾネット型アパート第1号 ●都営住宅一戸千人応募	●都小家族向住宅 ●住宅建設5ヶ年計画（各年約50万戸）	●公団初の1DK住宅 ●公団ひばりヶ丘団地	●新住宅建設7ヶ年 ●戸山ハイソ改造予定 ●公団工場跡地住宅開発に着手 ●台風によるプレファブ被害 ●住宅建設5ヶ年計画建設省構想		
●九州地方鉱山労働者組合 ●傾斜生産方式 ●炭鉱労組結成活発 ●石炭復興会議発足 ●日本鉱業会創立 ●日本石炭鉱業連盟 ●臨時石炭鉱業管理法公布 ●炭鉱労務者増員制限 ●全国石炭復興会議解散	●石炭統制撤廃 ●全石炭炭労へ加入 ●炭産国管終る ●各ヤマで人員整理 ●新鉱業法公布 ●日本石炭鉱業連合会設立 ●炭労63日スト ●石炭不足で重油転換 ●炭界不況各ヤマで人員整理 ●三鉱連113日斗争	●石炭貯炭700万tをこえる ●石炭合理化政策アンケート ●石炭鉱業合理化臨時措置法 ●石炭鉱業整備事業団令 ●企業整理本確化 ●黒い羽根運動 ●炭鉱離職者臨時措置法 ●三池争議 ●炭労石炭政策職換斗争 ●産炭地域振興臨時措置法	●スクラップアンドビルド推進 ●石炭鉱業審議会答申 ●筑豊から中央大手撤退 ●三池炭じん爆発 ●筑豊中小鉱も閉山 ●第2次石炭答申 ●炭鉱保安緊急対策 ●第3次石炭答申 ●筑豊炭鉱55に ●第4次石炭答申	●第4次答申でなだれ閉山へ ●特別閉山交付金制度 ●石炭対策特別会計延長		
●炭鉱労務者住宅建設規則公布 ●炭鉱労務者住宅資材確保要領(炭鉱住宅資金1億9千万円) ●金融公庫によるRC炭住建設 ●炭住建設改善戸数12万戸	●炭住各地で住宅要求運動 ●炭鉱住宅資金利子23億円(炭鉱住宅資金1億9千万円) ●金融公庫によるRC炭住建設 ●産労住宅としてRC炭住建設（長崎）		●筑豊で最後の木造炭住建設	●炭鉱住宅実態調査（第1回） ●炭鉱住宅地区改良事業着年（福岡県）		

社会では「納屋、社宅」という呼称が一般的であった。

その後「産業労働者住宅資金融通法1953」が公布されたが、同時期から石炭不況がおり一部の炭鉱で人員整理が行なわれる情勢となった。以後石炭の合理化政策が推進される中で、一部の炭鉱で「産労住宅」としての住宅供給がなされた。この住宅建設は当時に優良鉱とみられた炭鉱に限られており、量的には少い。

1962年、石炭鉱業審議会の答申がだされ、炭鉱のスクラップ化、閉山が相次ぐことになった。閉山時の退職金の代替として「社宅下げ」交渉の結果、一部の炭鉱社宅が持家化された。この頃から一般のマスコミ等で「炭住問題」が報道され「炭住街」なる呼称が出現した。

行政的に、建設省が1967年に実施した炭鉱住宅の実態調査^{・11-1}以後は「炭鉱住宅」が一般化した。その後、現在も稼働中の「炭鉱社宅」と区別する意味で「旧炭鉱住宅」という記述が提示されている。^{・11-2}しかし「炭鉱住宅」を旧炭鉱住宅の意とし、現炭鉱社宅は「炭鉱社宅、もしくは社宅」とするのが一般的である。

1-3 「企業内住宅」としての炭鉱住宅

明治以後100年、石炭産業はわが国の基幹産業であったから、生産は国の経済産業政策によって決定されてきた。そのため出炭需給に対応して炭鉱労働者の数が調整され、好況期に労働者を確保するため、いわば国策によって炭鉱住宅の供給がおこなわれてきたといえる。

一方で、炭鉱住宅は「企業により供給・建設された労働者住宅」^(*)である。とくに炭鉱業においては、一般の企業内住宅に比較して、生産施設に準じた性格の強い住宅であり、このことがとくに「炭鉱住宅」という呼称を発生させたといえる。この節では、わが国の企業内住宅の歴史のなかでの炭鉱住宅の特質について①明治大正期、②昭和戦前、③戦後にわけて考察する。(文5を参照した)

①明治期の近代産業は人口の少い農漁村にも立地した。そこに多数の労働力を集めるため独身収容者施設としての「寄宿舍」と家族むけの工員「宿舍」や管理職員用「社宅」が必要とされた。この寄宿舍・社宅は市中住宅より低家賃で供給された。当初の「企業内住宅」の主な役割は労働力の確保にあった。そして経営者の姿勢によっては精神主義を基調とした温情的意味合いが強調され、^(*)市中家賃との格差が経済合理化された。

この時期の企業内住宅対策の主流は、鉱山および紡織業であった。いずれも零細農家からの出稼労働力に頼っていたため、労働力の居付を良くするために設けられた。また企業にとっては住宅は生産施設の一部として、いわば労働力管理を主目的としていた。鉱山業においては前近代的納屋が残り「給与住宅」という内実をもつ水準に

なく前節でみたように「鉱夫長屋」または「納屋」とよばれていた。家賃や入退居、その他管理は企業の一方的意志によって決定された。炭鉱においては住宅は生産施設と一体化しており、低賃金でもあったから、ほとんどの企業では家賃を徴収せず、一部で衛生費などを徴収するもののごく少額であった。

②昭和に入って恐慌による不況が続くなかで企業は人員整理を行うが、その一方で娯楽修養施設などの厚生施設が設置される。

とくに戦時体制下においては重工業や都市産業においても「給与住宅」の供給が活発に展開される。この結果全国の市部において給与住宅の占める比率が急激に増加した。^(*)この給与住宅のなかには農村から多量の青少年を動員するための単身寄宿舎が多く占められており世帯向住宅ではなかった。労働の余暇時間を産業報国会などの労務思想統制の手段として利用したことが特色である。

炭鉱業においても大量の「炭鉱労働者住宅」が供給された。この時期は戦時体制下にあり、一般工場労働者住宅の水準と同程度の住宅が供給されている。

③戦後は著しく住宅や生活物資が不足するなかで、企業は低賃金の生活保障的な意味から、その名の通り「給与」住宅の建設がすすめられた。このような給与住宅の「生活保障の実質賃金化」は、戦後の民主化による労働組合運動のなかで、住宅を含む労使間の協議事項としてとりあげられ、労働協約として締結されるに及ぶ場合も多い。

以後、企業による福利厚生施設の再編と見直しがとえられ、福利厚生「名目賃金化」が進められた。その結果、企業内の住宅対策は、企業の持ち出しの多い「社宅建設」から、社員の持家建設に対する援助の方向へ転換された。

一方、炭鉱業においては戦後は、傾斜生産方式ということで「社宅」の新築・改築がおこなわれ、1948年には、新築5万戸、移改築2万戸、戦前住宅修理が5万戸で実施された。1952年には炭労が各地で「住宅要求運動」を展開したが、石炭合理化政策のなかで、その実現をみることなく運動の転換を余儀なくされた。

以上の考察から企業内住宅政策の意義としては一般に、①生産上不可欠な業務施設であり、②従業者の生活安定、生活保障の施策であり、③企業意識の強化のための厚生施策であるといえる。しかしながら炭鉱業においては、①の意義、とくに労務管理的役割が強く、職員住宅以外は②のレベルに展開する以前に終閉山をむかえたのである。

〔第2～6章〕86年度の梗概集において報告する。

6) 以下「企業内住宅」と略記する。給与住宅という用語もあるが企業住宅の方がより総称的であるのでこれを用いる。

II 旧炭鉱住宅地区の再編整備過程に関する研究

はじめに

II編では、炭鉱の企業整理（スクラップ）が本確化し始めた昭和34年より、産炭や地域振興臨時措置法の期限である昭和66年までの期間において、旧炭鉱会社の企業住宅として大量に供給された「炭鉱住宅」の減失とその後の地区としての再編と整備の過程につき、主として福岡県の筑豊産炭地域^(注1)を対象として考察する。

「炭鉱住宅」の多くは戦中・戦後に建設されたものであり、その質や集合形式において不良住宅化しやすい特質があった。炭鉱の終閉山とともに、土地・住宅の所有形態が複雑に移行した。また中高齢の炭鉱離職者は就業の機会がなく失業者となり、就業した者も低賃金の労務などに従事することを余儀なくされた。住宅地区の管理者であった企業がなくなり管理者不足の状況となった。

こうして一部の「旧炭鉱住宅地区」^(注2)には炭住スラムとしていわゆる炭住問題が顕著になった。その解決は経済、社会、生活再建が前提とされるが、産炭地域の振興は高度経済成長下においても進展しなかった。こうした限界のなかで、炭住問題の解決が求められ炭住地区の再編改良が筑豊市町村の総合計画の主要な政策課題としてとりあげられ、今日までに28市町村で炭住地区改良事業が実施された。

一方、持家化された炭住地区では世代交代などがあり、福岡市および北九州都市圏内で生活再建された世帯では住宅の自力更新が活発になされている。しかしこの地区は住環境水準として旧炭住をベースとしているので問題を残している。

本編は以上のような、改良や自力更新による炭住地区の動向を「再編整備過程」と定義し、これについて分析考察する。なお本編の1～4章については学会等に既に発表したものを加筆修正し要約したものである。^(※3,8)

また第5章については全体の総括となるので次年度梗概にまとめる。

- 1) 通称の筑豊でなく産炭地域振興臨時措置法の第6条に規定された福岡周辺町村を含む地域をさす。
- 2) 一般に炭住街とよばれるが、行政的には住宅地区改良事業の施行との関係で「炭住地区」とよばれるようになった。なお改良後は「改良団地」に変化する。

第1章 炭鉱閉山後の「旧炭鉱住宅」の減失過程

本章は旧炭鉱住宅の減失過程につき、福岡県において昭和43年調査以降、約5年毎に過去4回実施された表1-1に示す「産炭地域炭鉱住宅実態調査」の結果を広域市町村圏および市町村単位で集計し考察したものである。

1-1 福岡県の産炭地域

福岡県下の主要産炭地域である筑豊では、昭和34年時点ですでに炭鉱離職者が3万2千人に達した。以後、昭和42年までに中央大手が相次いで撤退し、昭和43年の石炭答申時には炭鉱数55、鉱員1万3千人を残すのみとなっていた。そして答申後の炭鉱がなだれ閉山したぎ、昭和51年に貝島炭鉱が閉山し、筑豊から主要な炭鉱は全て閉山してしまう。一方の、筑後・有明地域（大牟田、荒尾）では三井石炭鉱業三池鉱業所が現在も稼働中である。

さらに九州全体においては、三井三池鉱のほか、三菱高島鉱、松島池島鉱などの6鉱業所が稼働中で、昭和59年に5千8百人の実労働者数となっている。ちなみに戦後の最大の出炭高であった昭和31年には446鉱業所において17万4千人の実労働者数であった。また、出炭高は昭和32年の2791万トンから昭和59年には648万トンとなっている。

さて福岡県の産炭地域は「産炭地域振興臨時措置法」の6条指定地域（39市町村）と2条指定地域（26市町村）からなる、このうち昭和58年調査時点で「旧炭鉱住宅」が残存すると報告されたのは下記の37市町村である、この市町村は産炭地振興等の行政施策に際しては6広域都市圏に地域区分されている。

- 〈福岡〉 福岡市、(旧志賀町) 宇美町、志免町、須恵町、篠栗町、粕屋町、久山町
- 〈中遠北〉 北九州市、中間市、遠賀町、水巻町、岡垣町
- 〈嘉飯山〉 飯塚市、山田市、穎田町、庄内町、稲築町、碓井町、嘉穂町、桂川町、穂波町、筑穂町
- 〈直鞍〉 直方市、鞍手町、宮田町、小竹町
- 〈田川〉 田川市、川崎町、添田町、糸田町、金田町、方城町、赤池町、香春町、大任町
- 〈大牟田〉 大牟田市、高田町

表1-1 昭和43年以降国、県で実施された炭鉱住宅実態調査一覧

調査年度	調査名称	調査時点	対象市町村	対象地区数	住宅数
昭和43年	炭鉱住宅実態調査	昭和43年12月1日	筑豊第6条地域32市町村+大牟田市	317	49348
昭和47年	炭鉱住宅実態調査	昭和47年12月	福岡県内34市町村（福岡市調査追加）	304	39890
昭和52年	福岡町炭鉱住宅実態調査	昭和52年12月	福岡県内36市町村（北九州市調査追加）	376	38898
昭和58年	産炭地域炭鉱住宅実態調査	昭和58年11月1日	福岡県内37市町村（高田町調査追加）	347	28624
	炭鉱住宅地区整備調査	昭和59年1月31日	同上		

※注1 このほか県住宅課による川崎町の実態調査（昭和52年）、九州経済調査協会による調査（昭和53年）がある。

産炭法では大牟田を除く5地域を「筑豊地域」とよび、大牟田を「筑後・有明地域」としているが、本研究では前者を「筑豊」後者を「大牟田」と呼称している。

1-2 「筑豊」における炭鉱住宅数の推移

昭和43年調査時には「筑豊」に43,552戸の炭住があったが、その後47年34,614戸(79.5%)、52年には33,749戸(77.5%)、58年23,850戸(54.8%)となっている。ただし後述する様に各調査年度で対象市町村が若干ことになっており、戸数のカウント方法を地図による方法としたのは昭和43年および58年調査である。

各調査年毎の炭住数の減少傾向は6広域都市圏(以下地域と略記)でかなり差異がみとめられる。これを分析するために昭和43年を100とした各地域の調査年毎の指数を図に示す。以下図1-1、2により地域の傾向についてまとめる。

〈福岡〉は昭和43年調査では、約5,000戸の炭住があった。ただし、この調査では2条地域である福岡市が対象市町村に含まれていないので200戸程度の補正が必要である。この地域は持家率が高く住宅立地条件が相対的に良いため昭和58年の指数は60と田川地域に次いで炭住が残存する率が高くなっている。

〈中遠北〉については北九州市が昭和52年調査より対象市町村に加えられた。このため図1、2では中間市と遠賀郡を中遠地域として示している。昭和40年代に水巻町および中間市で大規模な炭住改良に着手され「筑豊」では最も炭住減少率が高い。しかしながら残存する炭住は持家化されており、住宅立地条件の良好な地区が多く改良の方向が複雑になっている。

一方、北九州市は52年調査では2,526戸の炭住が残存していたが、種々の要因により減失し228戸を残すのみとなった。

〈嘉飯山〉はもともと多くの炭住があった。その後昭和40年代には比較的多くの炭住が減失したが50年代に入って減少傾向がにぶってきた。この地域は大規模地区が多く入居率も高い。地域の住宅として定着し安定してきている。

〈直鞍〉では宮田町の貝島炭鉱の閉山が「筑豊」で最もおそかった関係で、昭和40年代の減少は少なかった。しかしこの時点でも入居住宅率は低く空家が多かった。このため老朽化が進行し、昭和50年代に入って急激な炭住数の減少をみた。現住宅数は3,171戸であるが依然として空家率が高いので減失が進むと予測される。

〈田川〉はもともと炭住数の多い地域であった。「筑豊」の南部であり地域の開発がおくれ若年層の流出と炭住居住者の高齢化がすすんでいる。田川市や川崎町を中心にした炭住改良が実施されたが、上記の要因から昭和58年の指数66と炭住の残存率の最も高い地域である。

以上みてきたように炭鉱閉山後20数年を経たが、炭鉱住宅数の動向は、地域の都市化、工業化の状況や自治体の改良事業への取り組みなどによって左右されており、特に今日では広域の都市圏レベルでの炭住再編や改良といった視点が必要となっているといえる。

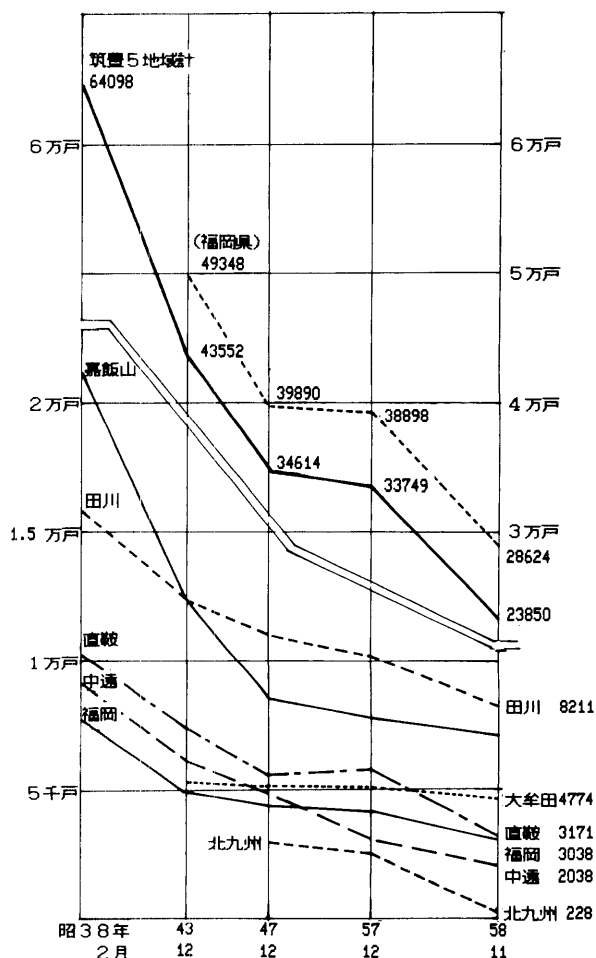


図1-1 地域別炭鉱住宅の推移

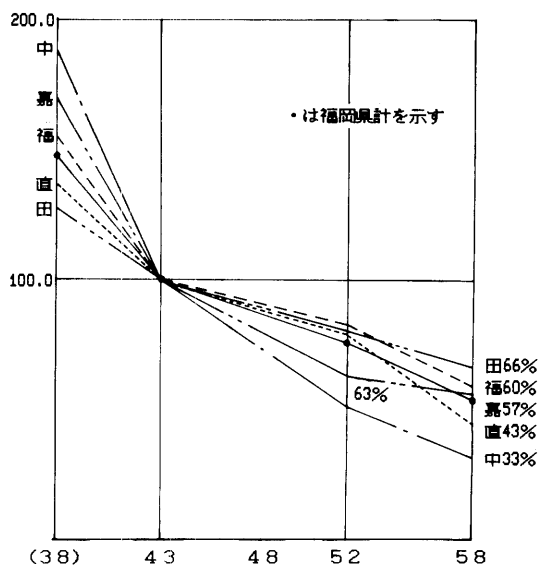


図1-2 地域別炭鉱住宅の推移
(昭和43年を100とする指数)

1-3 大牟田地域の炭鉱住宅…略

1-4 炭鉱住宅の減失理由

ところで昭和52年から58年にかけて一万戸近い炭住が減失している。これは52年時点での予測をかなり上まわる戸数であった。今回の調査で始めて「減失理由」の把握を試みたが、前回の調査が炭住を地図上でカウントしたものでなかったため正確な数の把握はできなかった。以下この減失理由について分析する。

〈炭住改良による減失、約4,800戸〉

減失理由の最大のものは炭住改良である。とくに中遠北地域では減失の58%, 田川地域では82%が地区改良事業による減失である。嘉飯山でも戸数は少ないが減失の79%をしめている。逆に大牟田、福岡地域では改良による減失はほとんどない。

〈個人の持家建て替えによる減失、約3,500戸〉

地区内で土地、家屋とも個人所有の場合は大部分は増改築されているが、「旧炭鉱住宅としての構造体」が除去されたと判断されるものを新築とみなし、これを炭住としては減失と判断した。しかしながら旧炭住としてのロット割は残存しており住環境レベルに上げて考える場合、たとえば地区改良等に際しての対象を考える場合には当然整備対象と考える必要がある。

いずれにせよ増改築の境界の判断は今回の様な大量調査では困難であるが、昭和52年以前に建て替えられていたものを含めて、調査地区347地区内に約3,500戸が新築と判断された。これは残存炭住数の15%, 昭和52年炭住数の約10%に達している。とくに大都市圏といわれる福岡で40%, 中遠北では35% (減失住戸の) が建て替えによるものとなっている。

〈自然崩壊、1,500戸〉

次に多いのは火災を含む自然的要因による減失である。とくに空家率の高い直鞍と、過去の住宅減失率が低く老朽化住宅率の高い田川において目立っている。風圧による空家の倒壊など居住者 (近接の) にとって危険であり、また空家炭住は青少年のたまり場となり非行や出火原因ともなる。除却による整備という炭住が近年とく

に多くなっている。

〈用途変更による減失、1,200戸〉

福岡、中遠北地域においては工場や公共施設用地として転用されるため炭住が除去されるケースがある。大牟田、嘉飯山では戸数はすくないが、除去原因の比率としては高くなっている。

〈鉱害復旧による減失、500戸〉

厳密に言えば鉱害復旧によって炭住としての構造体が減失したか判断できないが、外見上は新築同様の整備がなされた炭住が500戸、県下全炭住残存量対比で2%弱が5年間に鉱害復旧による減失である。田川地域においてやや高い比率となっている。

〈昭和52年時調査もれ〉

今回、炭住戸数を地図上でカウントした結果、52年調査時点で見落されていた住棟や、地区が発見された。昭和52年時点でこの量は1,200戸、昭和52年炭住戸数の3.2%程度と推計される。ただしこの量は前述の、昭和52年までに既に新築 (建て替え) されていた住戸数で、依然炭住 (旧) としてカウントされていた量と見合う量である。

以上の要因を福岡県全域についてまとめると図1-3の如くなる。

昭和58年時の福岡県下の「旧炭鉱住宅数」は表3(B)の総計28,624戸であるが、地区整備という視点からの対象となる「旧炭住関連住宅数」としてはこれに「鉱害復旧や自力による建て替え」の4,012戸を加算した32,636戸といえることができる。

1-5 残存炭住の多い市町村の動向…略

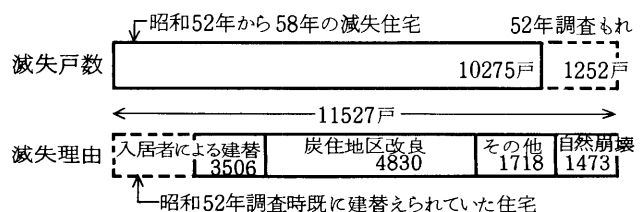


図1-3 炭住の減失理由 (昭和52～58年)

表1-2 昭和52年から58年にかけての炭鉱住宅減失理由

地 域	昭和52年12月		昭和58年11月		住宅数減 A - B	住宅減失理由の判明した住宅数					C	52年調査モレ A - B - C
	地区数	住宅数 (A)	地区数	住宅数 (B)		住宅改良	鉱害復旧	用途変更	建替え	自然崩壊		
福 岡	44	4147	36	3038	1109	42	0	482	448	31	1003	+ 106
中遠北	40	5649	29	2266	3383	1981	20	395	1161	52	3609	226
嘉飯山	97	7807	95	7164	643	507	181	149	163	40	1040	397
直 鞍	36	5952	29	3171	2781	654	46	71	1513	529	2813	32
田 川	104	10104	103	8211	1984	1646	259	0	221	315	2441	457
大牟田	55	5149	52	4774	375	0	0	115	0	506	621	246
県 計	376	38898	347	28624	10275	4830	506	1212	3506*	1473	11527	1252

※昭和52年から58年以前の建替えが含まれている。

第2章 旧炭鉱住宅地区の再編整備条件からみた類型

前章でのべたように昭和43年から58年にかけて福岡県下で約2万戸の炭住が滅失した。この中には炭住地区改良によって地区全体が更新されたものを含まれている。しかし昭和58年でなお345ヶ所の炭鉱住宅地区が残されている。福岡県では、昭和65年まで^(注3)に炭住地区を居住地として再編する必要性と可能性を判断するための「炭住地区整備カルテ」が作成されている。本章ではこのカルテにより、炭住地区の再編整備条件からみた類型化を行った。

2-1 炭住地区の分類のための指標

炭住地区はまとまった時期に建設されており、閉山後も多くは生活共同体として居住されてきたため、居住地区としては同質の面が多い。しかしながら本稿で分析するように、今日では再編整備という視点でみた場合、入居者や住居の状況にかなりの差異がでてきている。計画や政策立案上はこの多様な地区を何らかの形で可能な限り基本的条件を充足した類型化が可能であれば、そのようなモデルは有効である。

整備カルテでは、旧炭鉱類型、建設年代、地区規模、最寄駅までの距離、DIDとの関係、戸数密度、平均世帯人員、持家率、老朽住宅率、生保世帯率、世帯残留率、入居住宅率を算出した。また、上記の後者5指標をもとに「再編整備緊急度スコア」を算出してみた。

このうちとくに重要と考えられるのは下記の7指標である。本稿では指標1の広域都市圏単位で2～7の指標について集計し考察を行うが、施策化するためには市町村レベルの分析が必要である。

指標① 広域都市圏	6 圏域
② 旧炭鉱会社類型	16タイプ
③ 住宅、土地の所有関係	6タイプ
④ 地区の住宅数、規模	4ランク
⑤ 入居者所有住宅率	4ランク
⑥ 再編、整備の緊急度	3ランク
⑦ 地区の立地条件	3ランク

2-2 旧炭鉱会社の住宅、土地処分の対応

炭鉱住宅建設時の住戸平面、集合形式についても各会社により差異がみられるが、とくに炭鉱閉山時およびその後の対応が異っており、現在の炭住地区の状況を決定づけることになっている。そこで旧炭鉱住宅の処理等についての各社の対応をみると、下記のようになっている。

(文献5参照)

三井、田川＝三井系会社により貸家的運用

三井、山野＝入居者払い下げし持家化

三井、三池＝三井系社宅及び貸家的運用

三菱＝入居者へ払下げまたは除却し土地を運用

住友＝多くは除却、土地分譲、一部貸家として運用

古河＝土地一括売却、一部を個人へ払い下げ

国鉄＝主として個人払い下げ

日鉄系＝除却が主で、一部系列会社社宅として運用

麻生＝個人払い下げ及び除却し土地売却あるいは運用

大正＝第三者機関を経て個人へ払い下げ

貝島＝清算会社による管理中、旧社宅的運用

明治＝個人払い下げおよび借地は除却後、地主へ返還

日炭＝関連会社管理のまま地区改良、一部社宅運用

中小炭鉱1＝第三者の手へ権利関係が複雑化

同 2＝旧炭鉱会社の資産として運用又は売却

同 3＝個人払い下げし持家化

この結果、現在の炭住の土地・建物の所有関係が決定される。土地・建物の所有関係のタイプとしては下表に示す6タイプが代表的な形式である。

タイプ	住宅の所有者	土地の所有者	所有形態	既当戸数(%)	
BB	炭鉱関係	炭鉱関係	借家	1,115戸	3.9%
AA	入居者	入居者	持家	12,118	42.3
AC	入居者	第三者	借地持家	2,819	9.8
CC	第三者	第三者	借家	1,574	5.5
BC	炭鉱関係	第三者	借家	1,205	4.2
BB	炭 鉱	炭 鉱	借家社宅	9,793	34.2

福岡県下に現存する炭住の39.5%は三井炭鉱関係であり、その8割強は社宅・貸家である次いで三菱系の9.2%であるが、これらは払い下げ持家化しているので持家率93.5%と高率である。さらに中央大手資本の古河、住友についてみると、ともに2%程度であり、除却率が高いことがわかる。中央大手の炭住が三井を中心に約50%を占めている。ただし昭和年代に入って炭鉱業の好不況があり、炭住建設時と閉山時の所有関係が変化している場合がある。

九州大手のうち筑豊御三家の明治、貝島、麻生は順番に7.1%、6.4%、3.5%で、合計17.0%をしめている。それぞれ現在の持家率が、閉山後の会社の対応を示している。日炭は463戸残存炭住があるが、入居世帯は170である。改良再編が主旨終了したといえる。大正は2.9%であるが、入居率、持家率ともに高いのが特色である。

その他、国鉄が志免町を中心に3.6%占めている。建設時期が新しく払い下げ後の入居者の生活再建は比較的順調で増改築、新築がかなりおこなわれている。

中小の鉱業所関係が20.8%であるが、これらは閉山時の所有関係を示しており、現存するものは地場中堅（地場の木曾、野上、上田、等）鉱業の所有であった。全体

3) 昭和66年5月で産炭地域振興臨時措置法の期限がきれる。現在の情勢からその再延長はないと考えられる。65年はその前年である。

では持家率が78%と予想以上に高くなっている。持家は自力改善により維持される反面、貸家において近年老朽化による減失が急速にすすんでいる結果であると考えられる。

- 2-3 地区の住宅数（地区規模）……略
- 2-4 入居者所有住宅率（持家率）……略
- 2-5 再編・整備緊急度評価……略
- 2-6 地区の立地条件評価……略
- 2-7 炭住地区の分類ネット

以上の各指標を総括して関連づけたものが図2-1である。炭住地区の整備条件からの類型は多様で、図のネット上に計画対象地区を表すことによって当該地区の性格や特性を認識する方法が有効である。すなわち、左から圏域―旧炭鉱―所有関係を類型化し、右から整備条件の量的評価を行い、計画地区の整備メニューが判別されるという流れを示したものである。

第3章 旧炭鉱住宅入居者の住生活と住意識について

昭和58年の福岡県炭鉱住宅実態調査では、旧炭鉱住宅地区から約1/10の居住者を抽出して住宅意識調査が実施された。この抽出に際しては昭和43年の意識調査実施地区で現存する地区が選ばれているので15年間の住宅と住意識、住宅改善希望の変化がとらえられる。（*1,3）

その後、数地区において住生活に関するヒヤリングや観察調査を実施したものを加えて、本章では旧炭鉱住宅居住者の住生活と住意識、住宅改善の意向について考察する。

- 3-1 炭住居住者の住要求分析の枠組……略
- 3-2 住生活、住空間の変化状況……略
- 3-3 住宅改善に対する志向モデル……略
- 3-4 典型事例……略

第4章 「炭鉱住宅地区改良事業」の事例分析

昭和35年に制定された住宅地区改良事業は都市スラムの住環境改善を目的としたものだが、同法が炭住地区の改良の手法として九州では昭和37年、長崎県外海町の炭鉱社宅に初めて適用された。一方、福岡県では、昭和42年から同法を炭住地区に適用した事業が実施され、とくに「炭住地区改良事業」と呼称された。本章では、福岡、長崎両県下における炭鉱住宅地区改良事業の全事例を調査し、カード化した資料により評価分析を行う。なお紙幅の関係で参考図はすべて省略した。

4-1 炭住地区改良事業の実績

福岡県においては炭鉱住宅地区改良（以下炭住改良と略記する）に初めて着手されたのは穂波町平恒団地（50戸）である。さらに昭和43年の実態調査をうけ〈中遠北〉の水巻町吉田団地や〈田川〉の糸田町真岡団地などで炭住改良に着手された。

福岡県の炭住改良実績をまとめたのが表4-1である。第1期5ヶ年計画で559戸、続いて第2期2932戸、第3期で3860戸と改良戸数が増加したが、昭和56年からの第4期では1271戸とやや建設戸数が減少した。これは、残存する炭住において持家率が高くなり改良困難であること、建設費やその後の維持管理費の負担が市町村財政を悪化させることなどに起因するものである。

一方長崎県においては先述したように昭和37年、外海町の松島炭鉱池島鉱業所の木造社宅の改良に着手されたのが県下の最初の事業である。同県では特に稼動中の社宅の改良が多い点が特色といえる。すなわち昭和37～60年までの改良戸数1199戸のうち877戸は社宅関係の改良事業であった。

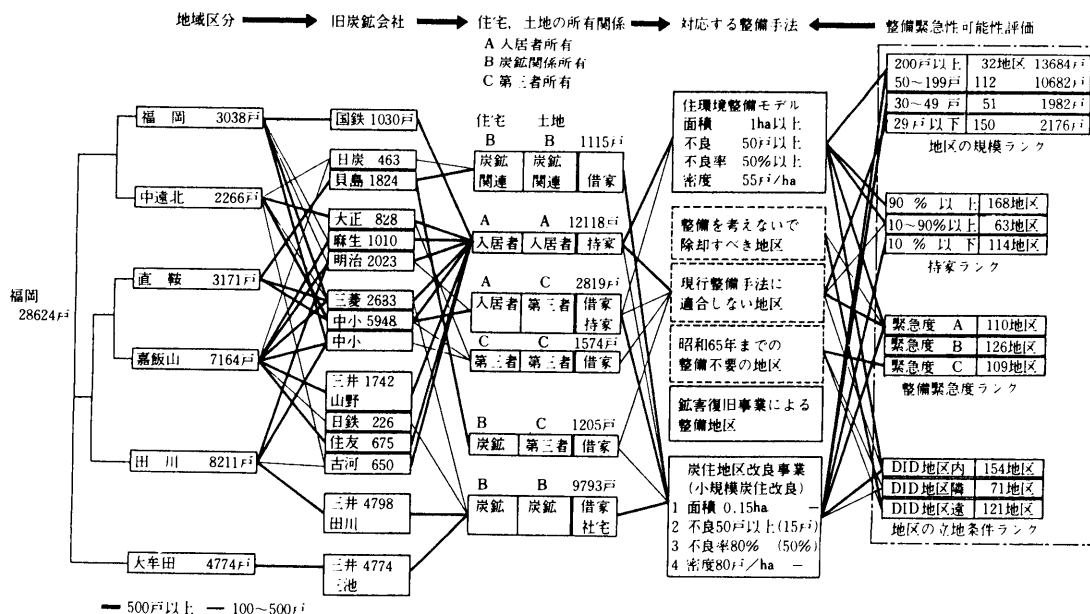


図2-1 炭住地区分類ネット

表 4-1 福岡県における炭鉱住宅地区改進黨業の推移

地域	年度	第 1 期				第 2 期					第 3 期					第 4 期					計
		42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
<福岡>						50	94	54			28	10			53						289戸
<中遠北>				34	174	244	58	148	210	198	249	365	269	60	120						2,129
<嘉飯山>		30	20		85	145	196	176	28	38	20	48	60	132	163	85	54	88	84		1,452
<直 鞍>							53	51	54				114	368	72	88	88				888
<田 川>			18	32	264	348	210	253	128	82	204	301	405	336	370	341	176	100	221		3,789
計		30	38	66	523	787	611	682	420	318	501	724	848	896	778	514	318	188	305		8,547戸
地区数		1	1	2	4	7	6	6	2	3	5	5	11	8	5	4	2	2	2		76

注) 地区数は改進黨業初年度を示す。市町村把握の現地調査による。

佐賀県では炭住の持家化が早期に実施されたため、改良は280戸とわずかである。(表4-2)

表 4-2 炭鉱住宅の改良状況

(単位:戸)

産炭地域 経済生活圏		昭和41～58 年度炭鉱住 宅改良戸数	昭和59 年度炭 鉱住宅 改良戸 数	59年度末炭鉱住宅実態戸数				
				総戸数	改良を要するもの			改良を要 しないもの
					市町村の 改良計画 によるもの	入居者の 自己改良 等による もの	計	
福岡県	筑豊東・中	7,190	199	13,085	6,562	2,665	9,227	3,858
	筑豊西	1,808	42	9,560	2,492	2,679	5,171	4,389
	筑後	0	0	4,465	0	2,817	2,817	1,648
	(小計)	8,998	241	27,110	9,054	8,161	17,215	9,895
佐賀県	佐賀	0	0	2,621	0	1,002	1,002	1,619
	唐津・伊万里	280	0	1,090	0	225	225	865
	(小計)	280	0	3,711	0	1,227	1,227	2,484
長崎県	北松	0	0	603	1	329	330	273
	佐世保	208	0	1,443	98	213	311	1,132
	長崎	482	30	4,486	30	158	188	4,298
	(小計)	690	30	6,532	129	700	829	5,703
熊本県	有明	0	0	2,102	928	1,102	2,030	72
	天草	0	0	0	0	0	0	0
	(小計)	0	0	2,102	928	1,102	2,030	72
九州産炭地計		9,968	271	39,455	10,111	11,190	21,301	18,154

(注) 1. 福岡通商産業局調べ「昭和60.3末現在炭鉱住宅実態調査」による。

2. 炭鉱住宅改良戸数のうち福岡県は小規模炭住改進黨業を含む。

4-2 炭住改進黨業の意義と問題点

改進黨業事例の分析に入るまえに、炭住改進黨業の事業手法としての問題点を整理しておく。(註4)

① 事業の補助率は2/3であるが、低所得者の多い炭住改良では政策家賃となり起債を償還できず、また管理費が持出しになるなどの財政負担問題がある。

② 改良住宅は公営借家であり、持家化した炭住地区には適用しにくいこと。

③ 50戸以下の小規模地区には「小規模炭住改進黨業」が53年に制度化されたが、採択基準がよりシビアなこと。

④ 鉱害地帯の建設工事のためボーリング費や地盤改良が必要となり事業費に余力がなくなること。

4) 詳細は拙稿文献6参照のこと。

⑤ 現地建替えを原則とするため、市町村の総合計画上、孤立した地区において事業が実施され、市町村の行政負担が増加すること。

⑥ 財政的に限度があり、住宅建設以外の余力がなく住環境や生活環境上の整備がなされにくいこと。

4-3 改良後の団地規模(住戸数)

改良前の炭住地区そのものが滅失による戸数減によって小規模化している。炭住改良団地について表4-2に示すように50戸以下が29地区38%を占めている。100戸以下でみると70%である。一方300戸以上の団地は水巻町の吉田団地(604戸)高松団地(738戸)川崎町の大峰団地(400戸)の3団地だけである。この3団地を除く平均戸数は84.1戸/団地である。また現在、田川市において大規模な炭住住宅地区改良が着手され始めている。改良条件のよい中規模地区の改良はほとんど手をつけられているので、今後は大、小の両極の地区改進黨業事例が増加する。

4-4 改良団地の集合形式

最初の炭住改良団地である穂波町平恒団地の集合形式は北入りテラスハウスの平行配置であった。炭住地区が地方町村に立地し小規模団地であることから、昭和40年代は、ほとんど同一の集合形式であった。この形式は高齢者や身障者になじみやすい形式であるが、1階部分が狭く住みにくい。そこで入居者は自力で住戸南側に増築を行った結果、隣棟空間はさまざまな素材でうめつくされた。

また、簡易耐火構造としてブロックが使用された。この維持管理上のトラブルが多発した。そこで昭和40年代後半より、大規模団地において中層耐火の平行配置による集合形式が導入された。また昭和53年より制度化した「小規模炭住改進黨業」においては二戸連続住宅の集合形式が多くなっている。

昭和53年頃の計画事例より、始めて東西軸平行配置だけでなく団地の広場や、住棟アクセスを変化させた景観

配慮型の設計が出現するようになった。しかし事例的には少数で、全体の基調は同一住戸、同一住棟アクセス、東西軸平行配置による画一（均一）設計であり、集合の設計が不十分である。

4-5 住戸設計

改良団地において採用された、住戸プランを改良年度順に並べると、いくつかの特徴を指摘できる。

その一つは、公営住宅の標準設計の採用である。標準設計による住戸プランの採用は、改良初期の団地に多く、最初の改良から昭和52年までに改良された団地のほとんどは、テラスハウス形式の標準設計そのままか、または標準設計を元に多少改変したと判断されるプランとなっている。昭和51年以後は、中層による改良が多くなって来るが、中層の住戸においても、標準設計の住戸プランが、大勢を占めている。そして昭和53年以後〈嘉飯山〉地域を中心に自治体独自の設計と判断される住戸プランがいくつかの団地で試みられ、昭和59年までには、11団地（改良事業が長期にわたる場合、標準設計の住棟の中にオリジナル設計の住棟が建設されるケースもあるが）を数えるに至っている。

また、同一プランの長期にわたる採用の多いことも、炭住改良の特徴の一つと言える。つまり、単一の住戸プランが地域を越えて同時に採用され、それが数年におよぶケースである。図（略）は昭和42年から52年にかけて改良された団地で、最も多く見られる住戸プランである。公営住宅の標準設計であるが、昭和42年の平恒団地で採用され、それ以後52年までに、22団地で採用されている。延床面積は、事業年度により、僅かずつではあるが、順次広くなっており、昭和42年の場合は44.66㎡、52年度改良では56.31㎡となっている。しかし、12年間住戸プランの基本骨格は変わっていない。改良が53年以後本格化する〈直鞍〉地域では採用の例はなく、それ以前の改良事例の多い〈嘉飯山〉〈田川〉地域で多くみられる。このような例は、他にも昭和53～59年にかけて、地域の異なる8団地で採用された、標準設計の住戸プラン等がある。

炭住改良団地のもう一つの特徴は、団地の規模にもよるが、団地全体に同一プランの住戸のみが供給される点にある。炭住改良団地では、これまで計画の段階で型別供給の提案はあっても、実施に移された例は少い。そのため、身障者世帯向や老人同居世帯向の住戸の例はあっても、大多数にあたる一般向住戸は同一プラン、同一面積による供給が行なわれている。将来の公的住宅の良好なストックとなり得る為には、老人向、身障者向住宅の充実はもちろんであるが、一般世帯向住宅においても、家族型、家族人数に適合した住戸の採用が必要である。

4-6 住宅の構造形式

初期の炭住改良住宅は、簡易耐火構造2階建が主流であった。昭和48年の〈田川〉地域、川崎町の豊州団地において、中層耐火構造が現われるまでは、改良団地の全てを占めていた。中層の採用が本格化する53年以後に、中層耐火構造の団地の比率が高くなって来る。

中層の採用されている団地を地域別にみると〈中遠北〉水巻町の吉田団地の一部、大規模団地の高松、鯉口団地では全面的に中層が採用され、また〈嘉飯山〉地域では、飯塚市の鯉田南、清水谷、新二瀬団地で採用されている。旧炭住が多く残る〈田川〉地域の田川市では、将来の維持管理の面や住環境を悪化させる増改築の規制が中層の場合は容易である点を重視して、昭和52年以後の改良団地は、ほぼ全面的に中層耐火構造となっている。また、川崎町の豊州団地では、同一団地内に、簡耐と中層が併存している。しかし先に指摘したとうり、団地全体、同一プランの採用が多く、たとえば中層化する場合は団地全体全てが中層住宅となるケースが一般的で、簡耐と中層フラットが併存するケースは少ない。

4-7 住宅の外観デザイン…(略)

〔第5章〕86年度の梗概集において報告する。

〈参考文献〉

第I編

- 1) 城谷豊他「建築学大系2、都市論住宅問題IV.2」彰国社、1960
 - 2) 朝日新聞社編「石炭史話・附年表」朝日新聞社1968
 - 3) 今井孝三「石炭（新版）」有斐閣、1966
 - 4) 隅谷三喜男「日本石炭産業分析」岩波書店、1968
 - 5) 日本経営者団体連盟編「企業における住宅対策」1965
 - 6) 西山知三「日本のすまい第III分冊のIX」勁草書房、1980
 - 7) 住田昌二「住宅供給計画論、第14章」勁草書房、1982
 - 8) 本間義人「現代都市住宅政策、第4章」三省堂、1983
 - 9) 早川文夫「住宅問題講座1、第4章」有斐閣、1971
 - 10) 木下亀城「炭坑の歴史」日本地学研究会発行、1973
- (注)ほか多数の文献を参考としたが、本梗概に引用もしくはは直接参考とした文献を10編あげた。

第II編

- 1) 建設省住宅局「炭鉱住宅実態調査結果報告書」1969
- 2) 福岡県住宅課「炭鉱住宅実態調査結果報告」1977
- 3) 拙稿「福岡県産炭地域炭鉱住宅」福岡県住宅課刊、1985
- 4) 福岡通産局編「九州産炭地域の現況」1985
- 5) 九州経済調査協会編「旧炭鉱住宅の実態と産炭地域の生活環境整備に関する研究」1978
- 6) 拙稿「筑豊における炭鉱住宅の再編・整備に関する調査研究」住宅建築研究所、1978（研究No.7808）1980
- 7) 福岡県住宅課「炭鉱住宅問題」福岡県住宅建設促進協議会発行、1967。Jol.4
- 8) 拙稿「炭鉱住宅に関する研究1～4」日本建築学会九州支部研究報告第28号（1985）、第29号（1986）

〈研究組織〉

研究主査 本田昭四 西日本工業大学助教授
委員 山下良二 西日本工業大学助手
新垣洋史 西日本工業大学副手
岩下陽市 小倉職業訓練校教導